

緊急・重要

放射性セシウムを含む肥料等の 暫定許容値について（牛・馬・めん羊・山羊）

これまで高濃度の放射性セシウムが含有される可能性があるため、牛飼養農家及び馬・めん羊・山羊飼養者の皆さんには、ふん尿及び堆肥については、農地土壌への施用、流通の自粛をお願いしておりました。

このたび、農林水産省が放射性セシウムを含む肥料等の暫定許容値を設定しましたので、お知らせします。

暫定許容値の運用方法については、8月8日以降に国から出される見込みであるため、それまでの間、静岡県独自の判断で、緊急避難的に下記に該当する場合は、畜産堆肥の施用・販売をできるようにします。

(1)既に放射性セシウムの検査をしている場合

<堆肥等の暫定許容値>

400 ベクレル/kg（製品重量）

暫定許容値を下回る堆肥については、施用、販売できます。

(2)畜産農家が飼料を自給生産する草地・飼料畑等に、自己の畜産経営から生じる家畜排せつ物とそれを原料とする堆肥を還元施用する場合は、施用できます。

(3)自らの堆肥について、別添の飼養管理状況確認書で確認できた堆肥は、耕種農家等に確認書を提示の上、販売できます。

ご自分の飼料、副資材、堆肥の製造・保管について確認書で確認（チェック欄にチェック）し、住所・氏名・日付を記入してください。

なお、農林水産省から暫定許容値の運用方法が示されしだい、皆様に情報提供いたしますので、ご協力をお願いいたします。

静岡県 ○○家畜保健衛生所
○○家畜保健衛生推進協議会

家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥の管理状況確認書
(牛・馬・めん羊・山羊 用)

確認項目		チェック
飼料	<p>飼料を購入している場合①、②のいずれかを満たしている。</p> <p>①原発事故後に東北・関東*で収穫・屋外保管された飼料でないことが確認できている。</p> <p>②家畜保健衛生所の「稲わら等産地・保管状況確認書」の発行を受けている。</p>	
	<p>自給飼料を使用している</p>	
副資材	<p>副資材として、東北・関東*の植物性堆肥原料（樹皮等）を使用していない。</p>	
製造・保管	<p>「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律」における管理基準を遵守し、下記設備を有する管理施設で適正に堆肥を製造・保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不浸透性材料（コンクリートなど）の床 ・屋根などの適当な覆い及び側壁 	

※「東北・関東」＝岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉

平成 年 月 日

(畜産農家)

住 所 _____

氏 名 _____